

平成 18 年 11 月 29 日決定  
平成 28 年 10 月 31 日改正  
公益信託あだちまちづくりトラスト

## 公益信託あだちまちづくりトラスト運営指針

### (目 的)

- 1、公益信託あだちまちづくりトラスト（以下「トラスト」という）の運営に関する基本的事項を定め、助成申請の円滑化と適正化、かつ、効率的な審査手続きを目指すものとする。

### (助成事業)

- 2、トラスト契約書第 5 条に定める信託目的の達成、足立区都市計画マスタープランのテーマ別まちづくり及び足立区新基本構想の将来像である「協創力で作る 活力あふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を実現するために、住民の自主的なまちづくり活動を条件に、以下同契約書第 6 条の事業助成を行うものとする。

#### (1) まちづくりの調査・研究等を行う個人又は団体への助成

##### 助成対象例

##### ア 住みよいまちづくりに関すること

- a 水と緑豊かな環境にやさしいまちづくりに関する調査・研究・活動
- b 豊かさを実感できる住まいづくりに関する調査・研究・活動
- c 交通ネットワークや交通施設など便利で快適な交通環境のまちづくりに関する調査・研究・活動

##### イ 安心・安全のまちづくりに関すること

- a 安全で災害に強い防災まちづくりに関する調査・研究・活動
- b 高齢者等が安全・安心して住み続けられるユニバーサルデザインのまちづくりに関する調査・研究・活動
- c 治安・防犯のまちづくりに関する調査・研究・活動

##### ウ あだちの魅力づくりに関すること

- a 市街地特性を生かしたまちづくりに関する調査・研究・活動
- b 地域が守り育てる景観まちづくりに関する調査・研究・活動
- c 多彩な魅力や活力を生み出すまちづくりに関する調査・研究・活動
- d 歴史、文化芸術のまちづくりに関する調査・研究・活動

##### エ 区政の課題に関すること

- a 子どもの学力・体力向上に関する調査・研究・活動
- b 世代を超えて連鎖する貧困問題に関する調査・研究・活動
- c 健康寿命の延伸に関する調査・研究・活動

- (2) 公園・道路等公共施設内において、ふれあいのある快適な都市景観の整備等の活動を行う団体への助成

助成対象例

- ア 身近な公共施設の工作物（護岸・ガードレール等）を活用したまちの美化、都市景観の改善活動
  - イ 身近な公共施設の舗装・標識等の改善によるまちの美化、都市景観の改善活動
  - ウ 身近な公共施設を活用しランドマークとなる時計・ストリートファニチャー等の設置を通じたふれあいのあるまちづくり活動
  - エ 公園・道路、公共施設建設予定地などを花や樹木により美化する活動
- (3) 公開性の高い民地において、ふれあいのある快適な都市景観の整備等の活動を行う個人又は団体への助成

助成対象例

- ア 地区計画の地区施設予定地を公開性の高い広場などに暫定整備する活動
- イ 公開性の高い民地にランドマークとなる時計・ストリートファニチャー等の設置を通じふれあいのあるまちづくり活動
- ウ ふれあいのある街並み空間を創出するため、築造又はトラスト助成による改修から10年以上経過した民地を活用した歩行空間・広場の改修整備活動（ただし、不具合部分のみの改修について期間は設けない）
- エ 自主管理歩道の連続性向上に資する目的で行う、自主管理歩道築造及び障害物除去に係る工事（足立区環境整備基準に基づく新規工事は除く）
- オ 区の指定する重要樹木の保全活動
- カ 区の指定する歴史的・伝統的建造物等の保全活動

- (4) その他目的を達成するために必要な事業

主に共同受託者（以下「受託者」という。）又は足立区（以下「委託者」という。）が行う活動が対象であり、個人又は団体が行う活動の場合はトラスト運営委員会の勧告があった場合に限る。

助成対象例

- ア まちづくり講演会、ワークショップの開催等の活動
- イ まちづくり活動及び事業実施に伴う視察会等の活動
- ウ まちづくり活動の輪を広げるPR、イベントの開催の活動
- エ トラストの活動報告、発表会、記念式典の活動

(助成事業予算)

- 3、受託者は、トラストの助成事業を円滑かつ計画的に遂行するため、事業年度開始までに事業計画書を作成するものとする。

(助成対象者等)

4、助成対象は、足立区内に活動拠点を有し、足立のまちづくりに結びつくテーマで継続して活動をしている、又は、活動をしようとする個人又は団体であって、次の条件を満たすものとする。

- (1) 営利を目的としない活動であること
- (2) 団体の運営や代表者の選任方法が会則、規則等で決まっていること
- (3) 同一内容の企画で区又は区の関係団体から助成を受けていないこと
- (4) 宗教・政治活動を目的としない活動であること
- (5) 社会の秩序や安全に脅威を与え、社会の発展を妨げる団体及びその構成員、個人でないこと、以下に例示されるもの等
  - ア 暴力団（含む準構成員）
  - イ 社会問題化している団体

(助成金使途)

5、助成金の使途は当該事業に直接必要と認められる経費及び活動事業費であって、団体等の運営に必要な事務費、人件費、物品購入費等の経常経費は除く。

ただし、震災等の被災地での調査・研究・活動や支援ボランティア活動など、防災まちづくりやまちづくりの人材の育成の視点からの活動事業費であって、トラスト運営委員会の勧告があった場合はこの限りでない。

助成金対象とならない例

- ア 飲食費（食事代、茶菓子代等）
- イ 宿泊費、ガソリン代
- ウ 団体等の財産に帰属するもの  
（公共的な用に供するものは除く）
- エ その他 別に定めるもの

(助成コース)

6、助成コースは、次のとおりとする。

- ア 学生のまちづくり活動コース
- イ 身近なまちづくり活動コース
- ウ まちづくりはばたき支援コース
- エ まちづくりイベント・整備活動コース
- オ 街並み空間・自主管理歩道等助成コース

(助成額及び助成回数等)

7、助成額は事業計画書の予算の範囲内で、次のとおりとする。

(1) 助成額

- ア 学生のまちづくり活動コースの助成対象は中・高・大学生とし、助成限度額は10万円以下とする。なお、1名以上の教員等が会計支出について監督者となること。

- イ 身近なまちづくり活動コースの各回助成限度額は30万円以下とし、継続予定年の活動計画及び予算計画を提出するものとする。
- ウ まちづくりはばたき支援コースの助成金総額は500万円以下とし、継続予定年の活動計画及び予算計画を提出するものとする。なお、各回の助成限度額は200万円以下とする。
- エ まちづくりイベント・整備活動コースは300万円を限度とし、300万円を超える申請にあつてはトラスト運営委員会の勧告があつた場合はその金額とする。
- オ 街並み空間・自主管理歩道等助成コースの歩道にあつては、施工面積に㎡当たり10,000円を乗じた額を限度とする。
- カ 街並み空間・自主管理歩道等助成コースの広場にあつては、施工面積の㎡当りの限度は設けない。
- キ 街並み空間・自主管理歩道等助成コースは歩道と広場を合わせ300万円を限度とする。ただし、トラスト運営委員会の勧告がある場合はこの限りでない。

## (2) 助成回数

- ア 学生のまちづくり活動コース及びまちづくりイベント・整備活動コースは1回を限度とする。
- イ 身近なまちづくり活動コース及びまちづくりはばたき支援コースは5回を限度とする。
- ウ ア及びイの助成回数は同一団体が行う同一事業への助成回数とし、それぞれの助成申請について同一年度での申請はできない。
- エ 街並み空間・自主管理歩道等助成コースの助成については一施設一括申請とし、助成限度回数は設けない。

## (3) 仕様

自主管理歩道の仕様にあつては、車止め、ガードレール、植栽花壇整備など舗装以外の整備費用は前記施工面積当たりの限度には含めない。また、不具合部分のみの改修については限度額単価は適用外とする。

## (助成金交付額)

- 8、助成金交付申請額は万円単位とする。算定にあつては助成対象事業費の1万円未満を切り捨てる。

## (募集)

- 9、受託者は、年2回適切な手段により、助成事業の募集を行う。

## (助成申請)

- 10、助成を受けようとする者は、別に定める助成申請様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて受託者に提出する。なお、身近なまちづくり活動コース及びまちづくりはばたき支援コースの2回目以降の申請については、申請時点

の活動成果見込みを併せて提出しなければならない。

(助成審査)

11、トラス助成の審査は次のとおりとする。

- (1) 受託者はトラス助成申請の審査を毎年2月と7月に開催されるトラス運営委員会に諮問する。
- (2) 原則として、トラス運営委員会は申請者の事業計画の提案説明を受け、助成の可否を審査し、その結果を受託者に答申する。
- (3) 応募者の事業計画の提案説明は、原則として他の申請予定者等の傍聴を認める。

(助成の可否等の通知)

12、受託者は、審査結果に基づき、助成申請者に対して速やかに助成の可否及び条件等について文書をもって通知する。

(助成決定事業の公表)

13、助成を決定した事業については、申請者の氏名(団体の場合は団体の名称、代表者の氏名)及びまちづくり活動の事業内容を公表する。申請書については受託者において閲覧できるようにする。

(助成金の請求及び交付)

14、助成金は原則、第15の報告等の提出後、その内容を確認し、助成金の支払いが適正と認めた場合は、これを支払うものとする。

ただし、助成申請者の希望により助成金の別で定める前払いができるものとする。

(報告等)

15、助成決定を受けた個人又は団体は受託者から事業の進捗等について報告を求められた場合は速やかに報告しなければならない。また、事業終了後は速やかに活動成果と会計報告を事業報告書としてまとめ提出しなければならない。

(活動成果の発表)

16、助成決定を受けた個人又は団体は、受託者の開催するまちづくり活動成果発表会に出席を求められた場合は、活動成果を発表するものとする。

(助成金の返還)

17、受託者は助成決定を受けた個人又は団体が、次のいずれかに該当した場合は、助成を取り消すことができる。また、既に助成金が交付されている場合は、期限を定めて一部又は全額の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽の申請により助成の決定を受けたとき
- (2) 助成申請の内容又は、これに付した条件、その他法令に反した場合
- (3) 助成対象とされた活動の一部又は全部が行えなくなったとき

(トラスト助成の表示)

18、助成決定を受けた個人又は団体が、活動成果の発表やPRを行う場合は、トラスト助成を受けた旨の別に定める表示をするものとする。

(委託者の支援)

19、委託者は、トラスト助成団体等から支援の要請があった場合は、トラスト基金の支出を除き可能な限り支援を行うものとする。

(その他)

20、この指針に定めるもののほか、この助成に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この指針は、平成 18 年 11 月 29 日から施行する。

付 則

この指針は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。

付 則

この指針は、平成 24 年 2 月 15 日から施行する。

付 則

この指針は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。

付 則

この指針は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する。

付 則

この指針は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。

経過措置

この指針の施行の際現に施行前指針で運用している助成事業については、この指針は適用しない。